

○佐賀県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程

昭和29年10月12日

本部訓令第11号

改正 平成28年3月29日警察本部訓令第14号

令和3年4月28日警察本部訓令第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する佐賀県警察職員（以下「職員」という。）の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、佐賀県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年佐賀県条例第29号）及び職員の分限及び懲戒に関する手續及び効果に関する規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成13.2本部訓令に見出し…改正・本条…一部改正〔平成26.3本部訓令12〕

(定義)

第2条 この規程において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

2 この規程において「所属」とは、警察本部の課、所、隊、学校及び警察署をいう。

3 この規程において「所属長」とは、所属の長をいう。

本条…一部改正〔昭和56.6本部訓令15、平成6.7本部訓令10、13.2本部訓令1、18.3本部訓令10、23.3本部訓令3、26.3本部訓令12〕

(規律違反)

第3条 職員が地方公務員法第29条第1項各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。

(規律違反の申立て)

第4条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により本部長に申し立てることができる。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10〕、見出し…改正〔平成26.3本部訓令12〕

(所属長の責務)

第5条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、報告書（様式第1号）により、直ちにその旨を首席監察官に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10、13.2本部訓令1、26.3本部訓令12〕

(監督者の責務)

第5条の2 監督者(所属長を除く。)は、監督する職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

本条…追加〔平成26.3本部訓令12〕

(職員の責務)

第5条の3 職員(監督者を除く。)は、次に掲げる職員に規律違反があると認めるときは、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

- (1) 自らが属する所属の職員 所属長又は監察事務の担当者
- (2) その他の職員 監察事務の担当者

本条…追加〔平成26.3本部訓令12〕

(首席監察官の責務)

第6条 首席監察官は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書(様式第1号の2)に次の各号に掲げる証拠及び身上調査書(様式第2号)を添えて、本部長に申し立てなければならない。

- (1) 規律違反を申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)の聴取書又は始末書(被申立者が陳述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書)
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な証拠

2 職員及び佐賀県警察に勤務する地方警務官は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10〕、全部改正〔平成26.3本部訓令12〕

(懲戒審査委員会)

第7条 職員の規律違反の事案を審査するため、警察本部(以下「本部」という。)に懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

本条…一部改正〔平成13.2本部訓令1、26.3本部訓令12〕

(委員会の組織)

第8条 委員会、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には本部長をもって充て、委員には本部の各部長、首席監察官、上席監察官及び監察課長をもって充てる。

3 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

本条…一部改正〔昭和56.6本部訓令15、平成6.7本部訓令10、13.2本部訓令1、15.3本部訓令4、26.3本部訓令12〕

(委員会の書記)

第9条 委員会に、3人以内の書記を置く。

- 2 書記は、監察官及び監察課に勤務する職員のうちから、それぞれ委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 書記は、委員長の命を受け、庶務に従事する。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10、26.3本部訓令12〕

(審査の要求)

第10条 本部長は、第4条又は第6条第1項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要とすると認めるときは、懲戒審査要求書(様式第3号)に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、被申立者にその旨を通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

- 2 前項の通知を受けた被申立者が、第12条第2項に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、口頭審査要求書(様式第4号)により、直ちにこれを要求しなければならない。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10、13.2本部訓令1、26.3本部訓令12〕

(勤務に関する指示等)

第11条 本部長は、規律違反の事案の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、又は被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品若しくは貸与品の返納を命ずるものとする。

本条…一部改正〔平成13.2本部訓令1〕

(委員会の審査)

第12条 委員長は、委員会に所属長その他関係者の出席を求めることができる。

- 2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。
- 3 委員長は、本部長から審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

- 4 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回り審査で決定することができる。
- 7 第4項及び第5項の規定は、前項の審査について準用する。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10、13.2本部訓令1、26.3本部訓令12〕

(除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事件の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第14条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

- 2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。
- 3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。
- 4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し、要求書(様式第5号)により、被申立者の側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。
- 5 委員長は、前項の規定による要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10、13.2本部訓令1〕

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から勧告書(様式第6号)により本部長に勧告するものとする。

本条…一部改正〔平成26.3本部訓令12〕

(公安委員会への報告)

第16条 前条の規定による勧告を受けた本部長は、懲戒処分を行うに当たっては、佐賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に被処分者、処分の内容、規律違反の内容その他参考となるべき事項を報告し、意見を聴くものとする。

本条…追加〔平成11.12本部訓令18〕、一部改正〔平成13.2本部訓令1〕

(文書の様式及び交付等)

第17条 懲戒処分は、当該職員に対し懲戒処分書(様式第7号)及び職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則(昭和27年佐賀県人事委員会規則第3号)第4条に定める処分説明書を交付して行うものとする。

- 2 前項の懲戒処分書及び処分説明書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、様式第8号によりその内容を佐賀県公報に掲載することをもってこれに替え、掲載された日から2週間を経過したときに懲戒処分書及び処分説明書の交付があったものとみなす。

旧16条…繰下〔平成11.12本部訓令18〕、本条…一部改正〔平成13.2本部訓令1、26.3本部訓令12、令和3.4本部訓令12〕

(本部長訓戒等)

第18条 本部長は、職員の規律違反の程度が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、本部長訓戒処分、所属長訓戒処分、本部長注意処分又は所属長注意処分(以下「本部長訓戒処分等」という。)を行うことができる。

- 2 前項の本部長訓戒処分等のうち、所属長訓戒処分及び所属長注意処分は、所属長に行わせるものとする。
- 3 第1項の本部長訓戒処分等のうち、本部長訓戒処分及び所属長訓戒処分は、訓戒処分書(様式第9号)を交付して行うものとする。

見出し…改正〔平成6.7本部訓令10〕、見出し…改正・旧17条…一部改正し繰下〔平成11.12本部訓令18〕、本条…一部改正〔平成26.3本部訓令12、令和3.4本部訓令12〕

(懲戒処分等台帳)

第19条 監察課長は、懲戒処分等台帳(様式第10号)を備え付け、職員の懲戒処分並びに本部長訓戒処分及び所属長訓戒処分に関し、必要事項を記入しなければならない。

本条…一部改正〔平成6.7本部訓令10〕、旧19条…一部改正し繰下〔平成11.12本部訓令18〕、旧20条…一部改正し繰下〔平成13.2本部訓令1〕、旧21条…一部改正し繰上〔平成26.3本部訓令12〕、本条…一部改正〔令和3.4本部訓令12〕

(人事記録)

第20条 本部の警務課長は、懲戒処分又は本部長訓戒処分若しくは所属長訓戒処分を受けた職員があるときは、その者の勤務記録カードに必要事項を記入しなければならない。

旧20条…繰下〔平成11.12本部訓令18〕。旧21条…一部改正し繰下〔平成13.2本部

訓令1〕、旧22条…一部改正し繰上〔平成26.3本部訓令12〕

附 則

この訓令は、昭和29年10月12日から施行する。

附 則（昭和35年4月20日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和35年4月20日から施行する。

附 則（昭和35年6月23日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和36年11月15日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和36年11月15日から施行する。

附 則（昭和37年10月27日本部訓令第26号）

この訓令は、昭和37年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年4月30日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年6月22日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年6月22日から施行する。

附 則（平成6年7月1日本部訓令第10号）

この訓令は、平成6年7月5日から施行する。

附 則（平成11年12月20日本部訓令第18号）

この訓令は、平成11年12月20日から施行する。

附 則（平成13年2月23日本部訓令第1号）

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日本部訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年本部訓令第12号）

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

以下様式第1号～様式第10号省略